

【家屋調査の方法】

●訪問調査

- ・ご本人様または代理人の方の立会いをお願いします。
- ・身分証（固定資産評価補助員証等）を携行した調査員が通常2名で訪問します。
- ・調査では、各部屋の間取り、寸法の図面比較や、内壁、床、天井、外壁等に使用されている資材の確認、キッチンや、洗面台等の設備の確認を行います。
- ・調査に伺った際に、固定資産税の軽減等に関する簡単な説明を行います。
- ・調査時間は、家屋の規模にもよりますが、おおむね30分から1時間程度です。
- ・調査に伺う3日前までに、①確認申請書（第二面～第六面）、②配置図、③平面図、④立面図、⑤仕上表の写しのご提出をお願いします。
- ・長期優良住宅の場合、⑭認定通知書の写しもお提出ください。

●図面調査

- ・以下の書類の写しを提出いただくことで調査を行います。
回答書を提出したうえで、令和8年9月30日(水)までに必要書類をご提出ください。
- ①～⑤ 確認申請書(第二面～第六面)・配置図・平面図・立面図・仕上表
- ⑥ 完成家屋の外観写真
- ⑦ キッチン・化粧洗面台の長さがわかるもの
- ⑧ 浴槽の大きさ(タテ×ヨコ×深さ)がわかるもの
- ⑨ 給湯器の容量または号数、型式がわかるもの
- ⑩ (ソーラーパネル瓦を設置している場合)設置面積がわかるもの
- ⑪ (床暖房が入っている場合)床暖房の敷設箇所がわかるもの
- ⑫ (非木造家屋の場合)スイッチ、コンセント、照明の数がわかるもの
- ⑬ (非木造家屋、ログハウスの場合)建具表
- ⑭ (長期優良住宅の場合) 認定通知書

※図面調査における注意事項

- ・図面の情報に基づき調査を行うため、現況と違う評価になる場合があります。
- ・固定資産税の軽減等に関する説明等は書類の送付に代えさせていただきます。
- ・現地に伺わないため、既存未登記家屋等が滅失処理されない場合があります。

【資料の提出方法】

- ・役場②番窓口での提出（原本をお持ちいただく場合、町でコピーいたします。）
- ・郵送による提出
- ・電子メールによる提出 ◆ メールアドレス：shisanzei@town.karuizawa.nagano.jp

※データ容量により受信できない場合がありますので、一度、提出書類のデータは添付せず、案内通知の右上にある「確認番号」をお知らせください。町からデータ提出用の電子メールを返信いたします。返信メールが届かない場合はお手数ですがご連絡ください。